



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 リケンテクノス株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 常盤 和明  
(コード番号 4220 東証第1部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員  
管理本部長兼経営企画本部長  
入江 淳二  
(TEL. 03-5297-1650)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることにより、企業価値の向上を実現することを目的として、平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)によって新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、経営の監督と執行の分離による責任の所在の明確化および意思決定の迅速化を目的として、平成 28 年 4 月 1 日より執行役員制度を導入しております。これに伴い、最適かつ機動的な経営体制の構築を可能とするため、取締役だけでなく、取締役以外の執行役員からも社長を選定できるように所要の変更を行うとともに、執行役員の選任方法および役割等を明確にするため、執行役員に関する規定を新設するものであります。また、併せて、権限分配を図るべく、取締役会の招集権者と議長に関する定めを変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、必要に応じて責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、所要の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 28 年 6 月 24 日 (金) |
| 定款変更の効力発生日      | 平成 28 年 6 月 24 日 (金) |

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 9 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 12 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 13 条～第 16 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当会社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 9 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 12 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. <u>取締役社長を置かないときまたは</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 13 条～第 16 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第20条 <span style="margin-left: 100px;">＜条文省略＞</span><br/>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、<u>取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> | <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条 <span style="margin-left: 100px;">＜現行どおり＞</span><br/>(代表取締役および役付取締役等)</p> <p>第21条 代表取締役は、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、<u>その他取締役会が必要と認める役付取締役</u>を選定することができる。</p> <p>3. <u>取締役会の決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> または執行役員から社長を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>を置かないときまたは<u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. <u>前2項にかかわらず、監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、取締役会を招集する</p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第27条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p><u>ことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. <u>第24条</u>第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p> |
|---|---|

|   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第30条 当会社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(員数)</u></p> <p>第31条 当会社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(選任方法)</u></p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(執行役員)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会の決議により、執行役員を選任し、会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 取締役会の決議により、執行役員の中から、社長のほか、専務、常務、その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> |
|---|---|

|  |                   |
|--|-------------------|
| <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                     | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>  | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>  | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>  | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>  | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>  | <p>&lt;削除&gt;</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第32条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令また</u></p> |
|--|---|

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>43</u>条 &lt;条文省略&gt;<br/>(報酬等)</p> <p>第<u>44</u>条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 <u>45</u>条～第 <u>48</u>条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;"><u>は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>40</u>条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(報酬等)</p> <p>第 <u>41</u> 条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役会が監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 <u>42</u>条～第 <u>45</u>条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 87 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条の定めるところによる。</u></p> |
|---|--|